

## フィリピン共和国からの家きん肉等の輸入停止措置について

平成 29 年 8 月 14 日

今般、フィリピン共和国において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、平成 29 年 8 月 12 日付けで同国から日本向けに輸出される家きん肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

### 記

- 1 輸入停止措置の対象地域  
フィリピン共和国全土

- 2 輸入停止措置の対象品目
  - (1) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
  - (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、平成 29 年 7 月 2 日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成 29 年 7 月 2 日までに加工・梱包まで終了していることが必要。）をフィリピン共和国政府が証明しているものは除く。

- 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目  
羽毛

ただし、平成 29 年 7 月 2 日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであることをフィリピン共和国政府が証明しているものは除く。

なお、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となる。